8　競争参加者の資格及び審査

⑴　競争に参加できる者の資格の審査は上記５において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その数値の合計をもって行うものとする。

⑵　競争に参加できる者の資格は、上記⑴の付与数値の合計により下記の区分に基づいて各等級に格付けをする。

契約の種類	数値	等級
測量・建設コンサルタント等	145以上	：A
	85以上	145未満：B
	30以上	85未満：C
総合建設工事（土木一式工事・建築一式工事）	1,250以上	：A
	1,100以上	1,250未満：B
	850以上	1,100未満：C
	750以上	850未満：D
		750未満：E
総合建設工事以外の工事	900以上	：A
	700以上	900未満：B
		700未満：C

⑶　資格を有する者が競争に参加することができる場合は、原則として下記の区分に従い資格の等級に対応する予定価格を契約とする。

契約の種類	等級	予定価格
測量・建設コンサルタント等	A：	1,000万円以上
	B：	350万円以上1,000万円未満
	C：	350万円未満
総合建設工事（土木一式工事・建築一式工事）	A：	45,000万円以上
	B：	22,000万円以上45,000万円未満
	C：	7,000万円以上22,000万円未満
	D：	1,500万円以上7,000万円未満
	E：	1,500万円未満
総合建設工事以外の工事	A：	1,500万円以上
	B：	500万円以上1,500万円未満
	C：	500万円未満

9　申請者への資格審査結果の通知

資格審査の結果は文書にて通知する。

10　競争参加資格の有効期間

資格を付与された日から平成27年３月31日までとする。なお、定期申請の受付期間に受理したものについて資格を付与される日は、原則平成25年４月１日とする。

11　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

上記５の申請に関する照会先に同じ。

12　資格審査申請要領等提供先

外務省ホームページアドレス

http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/chotatsu/shikaku.html

競争参加者の資格に関する公示

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第４条第２項及び第４項の規定に基づき厚生労働省の建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年12月３日

厚生労働省大臣官房会計課長　池永　敏康

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

１　業種区分

⑴　建設工事　工事種別は、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項に定める別表の28種類とする。

⑵　測量・建設コンサルタント等

①　測量

②　建築関係建設コンサルタント

③　土木関係建設コンサルタント

④　地質調査

⑤　補償関係コンサルタント

２　申請の場所及び時期

⑴　申請場所　一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、次のとおり都道府県を単位にブロック分けしているので、本社（外国からの申請者にあっては日本国内の主たる営業所）所在地の都道府県に対応するブロック内の別記１に掲げる申請受付部局のいずれか１か所に対して、本社が申請すること。

（北海道ブロック）

北海道

（東北ブロック）

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

（関東甲信越ブロック）

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

（東海北陸ブロック）

富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

（近畿ブロック）

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

（中国ブロック）

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

（四国ブロック）

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

（九州沖縄ブロック）

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

⑵　申請時期　平成25年１月４日から平成25年１月22日まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く）とする（以下「定期受付」という。）。

なお、上記の期間後の申請については随時に受け付けるが、資格の付与は平成25年５月以降となる（以下「随時受付」という。）。

３　申請の方法等

⑴　申請書の入手方法　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、別記１に掲げる申請受付部局で交付するほか、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）にて提供する。

⑵　申請書の提出方法　申請書には次の区分により必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて提出すること。

①　建設工事の場合

ア　営業所一覧表

イ　総合評定値通知書の写し（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が、定期受付は平成23年６月30日以降のもの。記２⑵なお書きの随時受付は、申請をする日の１年７月前の日以降とするものに限る。なお、再審査による場合も含め、平成24年７月１日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値を受けなければならない場合においては、同基準によるものに限る。）

ウ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

エ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）

オ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３。以下同じ）

カ　申請書、総合評定値通知書、営業所一覧表及び共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合に限る）の写し１部

②　測量・建設コンサルタント等の場合

ア　測量等実績調書

イ　技術者経歴書

ウ　営業所一覧表

エ　登記簿謄本（法人の場合）

オ　登録証明書等

カ　財務諸表類

キ　納税証明書

ク　申請書及び営業所一覧表の写し１部

ただし、建設コンサルタント登録規程第７条、地質調査業者登録規程第７条又は補償コンサルタント登録規程第７条の規定による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを添付する場合であって、登録を希望する業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、アからカまでに規定する書類について省略することができる。

⑶　申請書等の作成に用いる言語等　申請書及び添付書類は、日本語で作成されたものに限る。なお、外国語で記載してあるものについては、日本語の訳文を添付することとする。

４　競争に参加することができない者又は競争に参加させないことができる者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条第１項に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過しない者。

⑶　建設工事を希望する者で建設業法第３条の規定による許可を受けていない者。

⑷　測量・建設コンサルタント等を希望する者で営業に関し法律上資格を必要とする者については、当該資格を有しない者。

⑸　申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者